

入札説明書

この入札説明書は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）、静岡県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月27日静岡県規則第74号）に係る物品の購入及び製造請負について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「船舶・航空機」の営業種目について競争入札資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者。
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団員又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 過去10年間に、総トン数400トン以上の実習船または調査船の建造実績を有する者であること。
- (7) 入札に係る実習船を建造するために必要な船台を所有し、または借り受けている者であること。

3 入札参加資格確認申請書及び資料の提出

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

- (1) 提出期限 令和8年5月25日(月)
- (2) 提出場所 別記1(6)の場所
- (3) 提出方法 持参、郵送(配達証明付の書留郵便に限る)又は電子メールによる。(電子メール送信時には必ず電話連絡すること。)
- (4) 結果の通知 令和8年6月1日(月) 発送の文書で通知する。
- (5) その他
 - ア 資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の説明を求めることができる。

- (1) 理由の説明請求書の提出期限 令和8年6月4日(木) 午後5時
- (2) 提出場所 別記1(6)の場所
- (3) 提出方法 持参、郵送(配達証明付の書留郵便に限る)又は電子メールによる。(電子メール送信時には必ず電話連絡すること。)
- (4) 理由の説明請求に対する回答 令和8年6月8日(月) までに入札参加資格確認申請書に記載された連絡先メールアドレス宛てに通知する。

5 入札に係る質問に関する事項

この入札に関し質問がある場合は、軽微なものを除き、一般競争入札等に関する質問書(様式第6号)を提出すること。質問に対する回答は文書にて一括して行う。

- ア 質問書の提出期限 令和8年6月1日(月) 午後5時
- イ 提出場所 別記1(6)の場所
- ウ 質問書に対する回答 令和8年6月4日(木) 発送の文書で回答する。

6 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、静岡県立焼津水産高等学校実習船建造仕様書、一般配置図、及び別添契約書(案)及び指定メーカー表を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書(様式第7号)を直接に又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならない。電話、電報、ファックスその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記2の(1)のとおりとする。
- (5) 入札書の受領期限は、別記2の(2)、(3)のとおりとする。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式第7号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札年月日
 - ウ 入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表の氏名)及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、当該代理人の氏名及び押印(外国人の署名を含む)
- (7) 入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年6月25日開札(入札) [令和8年度 静岡県立焼津水産高等学校実習船建造工事一式]」の入札

書在中」と朱書しなければならない。

- (8) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (10) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札時まで終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (12) 開札の日時及び開札の場所は、別記2の(4)のとおり。
- (13) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (15) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
なお、直ちに再度入札となった場合、代理人は入札権限に関する委任状を提出すること。

7 入札保証金 免除する。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4) 調達件名に重大な誤りのある入札書
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

9 落札者の決定

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事

務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約保証金

落札者は、契約書を提出する時まで、契約金額の100分の10以上の契約保証金を県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により金融機関等で納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

11 契約保証金に代わる担保

前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債権
- (4) 知事が确实と認める社債

12 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 契約条項 別添契約書（案）のとおり

14 契約の決定

本件調達に係る契約は、令和8年9月定例県議会で可決された場合において、本契約として成立するものとする。

15 その他の必要な事項

本件調達に関しての照会先は別記2の(5)のとおりとする。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量 令和8年度 静岡県立焼津水産高等学校実習船建造工事 一式
- (2) 調達案件の規格、品質、性能等 仕様書による。
- (3) 調達案件に関わる条件等 仕様書による。
- (4) 納入期限 令和10年6月30日
- (5) 納入場所 別に指定する場所
- (6) 提出資料の提出場所
 - 郵便番号 〒420-8601
 - 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
 - 機関名 静岡県教育委員会教育施設課保全班
 - 電話番号 054-221-3124

2 入札及び開札

- (1) 入札書の提出場所
 - 郵便番号 〒420-8601
 - 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
 - 機関名 静岡県教育委員会教育施設課保全班
- (2) 入札書の受領期限
 - 令和8年6月25日（木） 午後1時30分
- (3) 郵送（書留郵便に限る）による場合の入札書の受領期限及び宛先
 - 受領期限 令和8年6月24日（水） 午後5時必着のこと
 - 宛 先 上記(1)に同じ
- (4) 開札の日時及び開札の場所
 - 開札日時 令和8年6月25日（木） 午後1時30分
 - 開札場所 静岡県庁西館7階第1会議室
- (5) 本件調達に関する照会先
 - 郵便番号 〒420-8601
 - 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
 - 機関名 静岡県教育委員会教育施設課保全班
 - 電話番号 054-221-3124